

社会福祉法人日光市社会福祉協議会地域福祉活動支援事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 日光市の地域福祉を推進するため、市民が主体的に行う地域福祉・ボランティア活動の経費に対し、社会福祉法人日光市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が助成金を交付する社会福祉法人日光市社会福祉協議会地域福祉活動支援事業（以下「地域福祉活動支援事業」という。）については、社会福祉法人日光市社会福祉協議会助成金等交付規程（以下「規程」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、地域福祉活動団体の意義は、次の各号に定めるところによる。但し、ボランティア団体は、本会ボランティア・福祉教育推進センターに登録している団体とする。

- (1) 団体の規約等を設けていること。
- (2) 構成員がおおむね10人以上であること。
- (3) 日光市内に活動拠点を有し、公共性かつ社会性があり、政治的、宗教的及び営利的目的がないこと。
- (4) 日光市内で継続して1年以上、地域福祉・ボランティア活動を行っていること、又は今後継続した活動が見込まれること。

(助成の対象)

第3条 助成金の対象となる事業の内容及びその条件資格並びにその期間、交付率、限度額及び相手方は別表1に定めるところによる。

(交付等の手続)

第4条 助成金の交付を受けようとするものは、規程の定めるところにより交付等の手続きを行うものとする。

(助成金使途等の公開)

第5条 本会は、本事業の実施に伴い、入手した情報のうち、個人情報を除き、地域福祉活動団体名、活動内容及び助成金の使途などを公開することがある。

(事業の財源)

第6条 本事業の助成金は、共同募金配分金をもって充てるものとする。ただし、当該年

度の予算の範囲内で支出するものとする。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域福祉活動支援事業の実施に関し必要な事項は、
本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 5月30日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。